警戒情報

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎県警察本部からの情報です

配信日　令和６年１１月２８日

口座番号・暗証番号
電話で聞かれても、絶対に教えないで！

～最悪の場合、口座内のお金が全て盗られます！～

「お金を振り込む」などの名目で、口座番号等を聞き出し、勝手にインターネットバンキング利用登録を行って、口座内のお金を不正に別の口座に送金する事案が発生しています！

【手口】

① 市町の職員を名乗る犯人からの電話
「還付金があります。」
「取引銀行から連絡させる。」

② 銀行職員を名乗る犯人からの電話
振込手続と称して
口座番号・暗証番号 等
を聞き出す。

③ 犯人が、**聞き出した口座番号・暗証番号**を使って、**インターネットバンキングの利用登録を**して、被害者の口座から犯人の口座に**不正送金**する。

もし、教えてしまったらすぐに警察への相談と金融機関への連絡を！

※ おかしいなと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

全国共通ダイヤル　☎１８８　（イヤヤ）

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

長崎県消費生活センター　０９５－８２４－０９９９

［相談受付］　平日（月～金）　9:00～12:00、13:00～17:00